舞鶴野球連盟規約

第１章　総　　則

（名称）
第１条　この連盟は、舞鶴野球連盟（以下「連盟」という。）と称する。

（事務所）
第２条　連盟の事務所を、舞鶴市字行永８８６の１に置く。

（目的）
第３条　この連盟は、アマチュアスポーツとしての正しい野球を市民全般に普及し、その健全な発展を図るとともに、会員相互の親睦と地域社会の発展及び公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

（事業）
第４条　この連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
（１）軟式野球大会の主催並びに主管に関する事業
（２）軟式野球の普及と発展に関する事業
（３）軟式野球の技術の向上に関する研修並びに指導
（４）審判員の技術の向上に関する研修並びに指導
（５）その他連盟の目的を達成するために必要な事業

第２章　会員及び組織

（会員）
第５条　この連盟の会員は、正会員と名誉会員とする。

（正会員）
第６条　正会員は次に掲げるもので構成されたチームとする。
◎一般チーム（社会人チーム）
①職域チーム　　同一の職場に勤務する者により編成するチーム。また登録人員の３分の２以上を占めるチーム。
②クラブチーム　舞鶴市内に居住または勤務する者により編成するチーム。
③学生チーム　　同一の、高等専門学校生、専修学校生、高校生により編成するチーム。また、個人で一般チームに

登録することができる。
※他の連盟との二重登録は認めない。
※一般チームの登録はＡクラス、Ｂクラス、Ｃクラスの級別とする。

◎少年・学童チーム
①少年チーム　　中学生で編成されたチーム。
②学童チーム　　小学生で編成されたチーム。
①②ともスポーツ少年団との二重登録は認める。

（名誉会員）
第７条　連盟の目的並びに事業を賛助する者をもって名誉会員とする。

（組織）
第８条　この連盟は、舞鶴市内の会員をもって組織する。

第３章　加盟及び脱退

（加盟）
第　９　条　正会員となるチームは、連盟の定める登録申請書を提出し受理しなければならない

第１０条　会員は、その登録事項に変更が生じたときは、連盟に変更事項の届出をしなければならない。

（脱退）
第１１条　会員は、次の事項の一つに該当するときはその資格を失う。
（１）第６条の条件を具備しなくなったとき。
（２）連盟の名誉を失墜する行為があり、不適格と認めたとき。
（３）自ら脱退の意思を表明したとき
２　前項の規定（１）（３）により脱退するときは届け出なければならない。

（除名）
第１２条　会員が次の各号のいずれかに該当する場合には除名することができる
（１）連盟の目的に反する行為をしたと認められるとき、または連盟の名誉若しくは信用を著しく失墜する行為をしたと認められる

とき
（２）連盟の事業を妨害し、または連盟に著しく損害を与えたと認められるとき
（３）その他前号に準ずる行為をし、不適切と認めたとき

第４章　役　　員

（役員・役員の種類及び定数）
第１３条　役員とは、この連盟の発展に寄与したもの、又は連盟の目的に賛同し協力できるものをいう。
２　この連盟に次の役員を置く。

・会　　長	１　名
・副　会　長	若干名
・顧　　問	若干名
・参　　与	若干名
・理　事　長	１　名
・副 理 事 長	若干名
・常 任 理 事	若干名
・理　　事	若干名
・会　　計	１　名
・監　　事	２　名

（役員の選任）
第１４条　会長及び副会長は理事会で推挙し総会の承認を得る。
２　顧問及び参与は、理事会の推挙により会長が委嘱する。
３　理事は、総会において推挙し承認を得る。
４　理事長、副理事長、常任理事、会計は理事の互選により選出する。
５　監事は、総会で選出し、会務を監査する。

（役員の職務）
第１５条　会長は、この連盟を代表し会務を統括する。
２　副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、その職務を代理する。
３　顧問は、会長の諮問に応じ、参与は会務に参与する。
４　理事長は、理事会を代表し会務を執行する。
緊急事項は、常任理事会の承認を得て理事長が執行する。
５　副理事長は、理事長を補佐し理事長に事故あるときは、その職務を

代理する。

6　常任理事は、各部の部長、副部長、事務長、事務次長で構成し、常任理事会において、その権限に属する事項を処理する。

7　理事は、理事会を構成し、その権限に属する事項を処理する。

8　会計は、経理を担当し、その権限に属する事項を処理する。

9　監事は、会務及び会計を監査する。

（役員の任期）

第１６条　役員の任期は　２年（１月１日から翌年 12 月 31 日）とする。
但し、再任を妨げない。

2　役員は、任期満了後も後任者の就任までの間、その職務を行う。

第５章　会　　議

（会議の種類）

第１７条　連盟の会議は、総会、理事会及び常任理事会とする。
会議の構成員は、

常任理事会	理事長、副理事長、常任理事
理　事　会	会長、副会長、理事長、副理事長 常任理事、理事　とする。

（召集及び会議の開催）

第１８条　総会は、正会員である登録チームの代表者１名をもって構成し、年１回定期に会長が招集し、議長は会長があたる。ただし、会長が必要と認めたときには、臨時に召集することがある。

総会は、正会員の半数以上（委任状含む）の出席がなければ開会することができない。

2　理事会は、必要に応じ理事長が招集し、議長は副理事長があたる。

理事会は、理事の２分の１以上（委任状含む）の出席がなければ開会できない。

3　常任理事会は、必要に応じ理事長が招集し、議長は副理事長があたる。常任理事会は、２分の１以上の出席がなければ開会できない

（議決方法）

第１９条　総会・理事会の議事は、出席したものの過半数で決し、可否同数の時は議長の決するところにより決定する。

２　役員は、やむを得ない理由のため総会・理事会に出席できないときは、代理人（理事長）に委任状を提出すること。

（常任理事会の権限）

第２０条　常任理事会は、次の事項を付議する。

（１）役員の選出に関すること
（２）事業計画案、予算案の立案に関すること
（３）事業の執行に関する事項
（４）加盟・脱退及び除名に関すること
（５）理事会に付議する事項
（６）その他、必要と認められる事項

（理事会の権限）

第２１条　理事会は、次の事項を付議する。

（１）役員の選出に関すること
（２）予算及び決算に関すること
（３）事業計画に関すること
（４）事業計画の執行に関すること
（５）総会の議決で委任された事項
（６）加盟・脱退及び除名に関すること
（７）その他、必要と認められる事項

（総会の権限）

第２２条　総会は、次の事項を付議する。

（１）予算及び決算の承認に関すること
（２）事業計画の承認に関すること
（３）規約改廃の承認に関すること
（４）役員の承認に関すること
（５）会員の負担となる事項の決定に関すること
（６）その他、会長が付議した事項

（監事の権限）

第２３条　監事は、理事会及び総会に出席して意見を述べることができる。ただし、理事会、総会とも議決には加わることができない。

第６章　会　　計

（収入の種類）
第２４条　会員は連盟の定める入会金、登録料及び参加料を納入する。

（経費の支弁）
第２５条　連盟の経費は次に掲げるもので支弁する。
１　入会金
２　登録料
３　参加料
４　寄付金
５　その他の収入

（剰余金）
第２６条　年度末において剰余金を生じたときは、総会の議決を経て、その全部又は一部を翌年度に繰り越し、又は積立金として処理するものとする。

（予算及び決算）
第２７条　連盟の会計年度の歳入、歳出予算は総会の議決を得なければならない。連盟の歳入、歳出決算は、その年度末に監事の監査を受け、総会の承認を得なければならない。

（会計年度）
第２８条　連盟の会計年度は､毎年１月１日から同年12月31日までとする。

第７章　専　門　部

（専門部会）
第２９条　理事会は、事業遂行のため各種の専門部を設けることができる。
２　専門部は、審判部、少年学童部、社会人部とする。尚理事会で必要と認めたときは、他の専門部を設けることができる。
３　専門部に、部長を置き、部長は理事から選出する。

第８章　　事　務　局

（事務局）
第３０条　連盟の事務を処理するために事務局を置く。

・事務局長　　１　名
・事務局次長　若干名

２　事務局員は理事会に諮り理事長が任免する。ただし事務局長は常任理事の中から適任者を選び兼任させる。

３　事務局長は理事長の命を受けこの連盟の事務の一切を処理する。

第９条　表　　彰

（表彰の決定）

第３１条　この連盟の会員等の表彰については、理事会でこれを決定する。

（表彰の種類）

第３２条　この連盟は、次の各号に定める表彰を行うものとする。

（１）功労表彰
（２）永年活動表彰
（３）感謝状
（４）シルバーハッスル賞
（５）その他理事会で決定した賞

（表彰の対象）

第３３条　功労表彰は、この連盟の発展に功労のあった者、又はこの連盟の名誉を顕揚する行為をなした者に授与する。

２　永年活動表彰は、チームとして登録した期間を通算し、活動年数２５年以降５年ごとに授与する。

３　感謝状は、この連盟の発展に支援及び協力された個人、団体に授与する。

４　シルバーハッスル賞は、同一チームに２０年以上選手として登録し、５０歳を超えた現在も選手としてプレーし、他の選手の模範となっていると認められる選手に授与する。　但し、チームからの申請により理事会で審査し表彰を決定する。

（表彰の時期）

第３４条　表彰は、連盟記念行事、総会の開催時などに行うものとする。

（表彰の内容）

第３５条　表彰は、会長名の賞状に記念品をそえて本人又は代理人に贈呈する。

（外部団体の表彰に対する推薦）
第３６条　外部団体の表彰は、理事会でこれを決定する。

第１０章　規　　律

（規律）
第３７条　正会員たるチームはこの連盟以外に、また、その構成員は一つのチーム以外に加入することができない。
２　正会員たるチームは、全日本軟式野球連盟規約及び京都軟式野球連盟規約、並びに附属規定に違反してはならない。
３　正会員たるチームまたは構成員が前項１・２の規定に違反したときは、理事会において除名、あるいは大会への出場停止その他の処分をすることができる。

第１１章　規約の変更

（変更）
第３８条　この連盟の規約は、総会において出席チームの過半数以上の同意を得て変更することができる。

第１２章　　雑　　則

（雑則）
第３９条　この規約に定めのない事項については、理事会の議決を経て、理事がこれを定める。

第４０条　その他、この連盟の運営に関して必要な事項は、別に定める大会特別規定、運営要項、基準及び注意事項等でこれを規定する。

（付則）
この規約は、２０１３年　３月１０日から施行する。
１９９７年９月８日施行の前規約を廃止する。